

研修プログラム実施要綱の改訂について

平成 22 年 7 月 1 日に改訂・策定した「研修プログラム実施要綱」について、下表（旧）記載の各条を（新）に記載の通り改訂する。

（旧）	（新）
（要綱の目的） 第 1 条 この要綱は、社会的企業育成支援事業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が実施する社会的企業育成支援事業（以下「本事業」という。）のうち、社会的企業人材創出・インターンシップ事業（以下「人材育成事業」という。）として実施する研修プログラムの実施に関して必要な事項を定める。	（要綱の目的） 第 1 条 この要綱は、社会的企業育成支援事業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が、内閣府「地域社会雇用創造事業」の一環として実施する社会的企業育成支援事業（以下「本事業」という。）のうち、社会的企業人材創出・インターンシップ事業（以下「人材育成事業」という。）として実施する研修プログラムの実施に関して必要な事項を定める。
（人材育成事業の目的） 第 2 条 人材育成事業は、本事業の対象者に対し、公民連携・公共サービス改革の制度・手法をはじめとする社会的企業の事業・経営に関する知識や技能について学び、社会的企業等に於ける就業体験の機会を提供することにより、「新しい公共」の担い手として力強い地域社会雇用を具現化する社会起業家、社会的企業のリーダー人材・スタッフ人材、支援人材を輩出し、以って地域社会に於ける社会的企業とその雇用を加速的に創造することを目的とする。	（人材育成事業の目的） 第 2 条 人材育成事業は、本事業の対象者に対し、公民連携・公共サービス改革の制度・手法をはじめとする社会的企業の事業・経営に関する知識や技能について学び、社会的企業等に於ける就業体験の機会を提供することにより、「新しい公共」の担い手として力強い地域社会雇用を具現化する社会起業家、社会的企業のリーダー人材・スタッフ人材、支援人材を輩出し、以って地域社会に於ける社会的企業とその雇用を加速的に創造することを目的とする。

	2 前項の目的を達するため、本事業に於いては次の種類の研修プログラムを提供する。なお、各プログラムの詳細は各々募集要項等に於いて定める。 (1) 基本プログラム (2) 地域サテライトプログラム (3) エンハンスド・プログラム
(研修生の募集・選考方法) 第6条 応募のあった研修生(候補者)については人材育成委員会に於ける検討・調整のもと地域事務局に於いて書面審査を行い、地域事務局が受講の可否を決定する。但し、地域事務局が必要と考える場合には、書面審査に加えて面談審査を実施することができる。 2 地域事務局は研修生の推薦があったときは、次に掲げる事項に留意して研修生を選考し、受入れの可否を推薦元に通知する。 (1) 希望する研修の内容が予定している実習テーマと合致していること。 (2) 研修生の知識・経験などが、実習を効果的に実施するために必要な水準を満たしていること。	(研修生の募集・選考方法) 第6条 応募のあった研修生(候補者)については人材育成委員会に於ける検討・調整のもと地域事務局に於いて書面審査を行い、地域事務局が受講の可否を決定する。但し、地域事務局が必要と考える場合には、書面審査に加えて面談審査を実施することができる。 2 前項の選考に際しては、次に掲げる事項を総合的に勘案して研修生を選考し、速やかに受講の可否を通知する。 (1) 第3条に定めた受講資格を満たしていること。 (2) 希望する研修の内容が予定している実習テーマと合致していること。 (3) 研修生の知識・経験などが、実習を効果的に実施するために必要な水準を満たしていること。
(研修の期間) 第8条 研修期間は第10条の表の通り区分するものとし、その詳細は募集要項に於いて定めるものとする。なお、募集要項は実施の期毎に地域事務局がこれを定める。	(研修の期間) 第8条 基本プログラムの研修期間は第10条の表の通り区分するものとし、その詳細は募集要項に於いて定めるものとする。なお、募集要項は実施の期毎に地域事務局がこれを定める。 2 地域サテライトプログラム、エンハンスド・プログラムの研修期間については、実施プログラムの内容毎に募

	集要項に於いて定めるものとする。
(研修の開催場所) 第9条 研修の開催場所は第10条の表の通り区分するものとし、その詳細は募集要項に於いて定めるものとする。 なお、募集要項は実施の期毎に地域事務局がこれを定める。	(研修の開催場所) 第9条 基本プログラムの研修の開催場所は第10条の表の通り区分するものとし、その詳細は募集要項に於いて定めるものとする。なお、募集要項は実施の期毎に地域事務局がこれを定める。 2 地域サテライトプログラム、エンハンスド・プログラムの研修場所については、実施プログラムの内容毎に募集要項に於いて定めるものとする。
(研修生の募集人数) 第10条 研修の募集人数は下表の通りとする。(図表省略) (※) 第1・2タームについては京都にて開催する。 (※) 各期・各会場の募集人数は日中コース：25名、夜間コース：25名を標準とする。	(研修生の募集人数) 第10条 基本プログラムの研修の募集人数は下表の通りとする。なお、その他(※)の会場については実施の期毎に名古屋事務局がこれを定める。 2 各期・各会場の募集人数は日中コース：25名、夜間コース：25名を標準とし、その詳細は募集要項に於いて定めるものとする。なお、募集要項は実施の期毎に地域事務局がこれを定める。 3 地域サテライトプログラム、エンハンスド・プログラムの募集人数については、実施プログラムの内容毎に募集要項に於いて定めるものとし、各々の地域事務局に於いて計：100名以上を募集する。
(研修プログラムの内容・講師) 第11条 研修プログラムは講義、演習、実地研修(インターンシップ)により構成し、その内容・講師は研修プログラム策定指針に基づき、人材育成	(研修プログラムの内容・講師) 第11条 研修の基本プログラムは講義、演習、実地研修(インターンシップ)により構成し、その内容・講師は研修プログラム策定指針に基づき、人

委員会に於ける検討・調整を経て、地域事務局が決定する。 なお、1 期間に於ける全ての研修の終了に要する単位数は合計 180 単位以上（180 時間以上に相当）とする。 2 研修の終了認定に際しては必修の講義等を設定し、これを履修することを条件とする。必修とする講義等については別に定める。 3 地域事務局は、本要綱に定める正規の研修プログラムに加えて、独自の研修プログラムを策定・実施し、研修生に対する単位の認定・付与ならびに研修の修了認定を行うことができる。 4 地域事務局が前項の規定に従って正規の研修プログラム以外の研修プログラムを策定するときには、本コンソーシアムの承諾を得るものとする。	材育成委員会に於ける検討・調整を経て、地域事務局が決定する。 なお、1 期間に於ける全ての研修の終了に要する単位数は合計 180 単位以上（180 時間以上に相当）とする。 2 研修の終了認定に際しては必修の講義等を設定し、これを履修することを条件とする。必修とする講義等については別に定める。 3 地域事務局は、本要綱に定める諸規定の範囲に於いて研修の基本プログラムを独自に改編し、地域サテライトプログラム、エンハンスド・プログラムを策定・実施し、研修生に対する単位の認定・付与ならびに研修の修了認定を行うことができる。 4 地域事務局が前項の規定に従って基本プログラム以外の研修プログラムを策定・提供するときには、本コンソーシアムの承諾を得るものとする。
（研修の終了評価・フォローアップ方法） 第 12 条 研修の終了評価は必要単位の取得に加え、提出された研修レポート（研修生全員）ならびに研修対象者(1)にあつては社会起業プラン、研修対象者(2) (3)にあつては事業・経営改善プラン等の内容を地区担当コーディネーター（インキュベーションマネジャー）ならびに担当プログラムオフィサーが総合的に勘案し、これを実施する。 なお、研修期間中のフォローアップについては所定時間の範囲に於いて地区担当コーディネーター（インキュベ	（研修の修了評価・研修中のフォローアップ方法） 第 12 条 研修の終了評価は必要単位の取得と講義毎のフィードバックシートの提出、インターンシップ計画書・報告書ならびに研修対象者(1)にあつては社会起業プラン、研修対象者(2) (3)にあつては事業・経営改善プラン等の提出物の内容を地区担当コーディネーター（インキュベーションマネジャー）ならびに担当プログラムオフィサーが総合的に勘案し、これを実施する。 2 研修中に於いては地区担当コーディネーター（インキュベーションマネ

ーションマネジャー）ならびに担当プログラムオフィサーが連携してこれを実施する。	ジャー）が適宜取得単位・提出物の内容等の評価を行い、プログラムオフィサーと連携して個別相談の機会を設けるとともに、必要に応じて補習等のフォローアップ（時期を跨いで受講させることを含む。）や改善指導を実施する。 3 前項の個別相談・補習等のフォローアップや改善指導の結果、研修生が研修終了に必要な条件・水準を満たすことが出来ないと判断した場合、地域事務局は即時に当該研修生に対する研修の提供を停止することができる。
（活動支援金等） 第 14 条 研修生が以下に掲げる条件を全て満たす場合、次項の手続きに従って活動支援金を支給する。なお、以下の各項に定めるもののほか、活動支援金の支給について必要な事項の詳細は別に定める。 (1) 所定の期間に於いて 180 以上の単位を取得し、全ての研修を終了する見込みがあること。 (2) 研修の申し込み時点で年収見込みが 200 万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが 300 万円以下であること。 (3) 世帯全体で保有する金融資産が 800 万円以下であること。 (4) 現在住んでいる所以外に土地・建物を所有していないこと。 (5) 過去 3 年間に不正行為により国の給付金等の支給を受けていないこと。 2 研修生が活動支援金の支給を受けようとするときには、前項の条件を満	（活動支援金等） 第 14 条 研修生が以下に掲げる条件を全て満たす場合、次項の手続きに従って活動支援金を支給する。なお、以下の各項に定めるもののほか、活動支援金の支給について必要な事項の詳細は別に定める。 (1) 所定の期間に於いて 180 以上の単位を取得し、全ての研修を終了する見込みがあること。 (2) 研修の申し込み時点で年収見込みが 200 万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが 300 万円以下であること。 (3) 世帯全体で保有する金融資産が 800 万円以下であること。 (4) 現在住んでいる所以外に土地・建物を所有していないこと。 (5) 過去 3 年間に不正行為により国の給付金等の支給を受けていないこと。 2 研修生が活動支援金の支給を受けようとするときには、前項の条件を満

たすことを証明する書類を添えて、地域事務局に対して活動支援金支給申請書（様式第2号）を提出するものとする。 3 活動支援金は1単位あたり833円としてこれを算定する。但し、オンライン受講の形式により取得した単位については、36単位を越えて活動支援金の支給対象に算入することはできないものとする。 4 本条に該当する場合を除き、本コンソーシアムは研修生に対して賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。 5 偽りその他不正の行為により活動支援金の支給を受けたことが判明した場合、当該受講生は速やかに支給を受けた活動支援金を返還し、コンソーシアムが支援金の支給ならびに返還に要した諸費用全てを弁済する義務を負うものとする。	たすことを証明する書類を添えて、地域事務局に対して活動支援金支給申請書（様式第2号）を提出するものとする。 3 前項の手続きにより地域事務局が活動支援金の支給申請を受け付けたときには、地域事務局は毎月末日までに受け付けた申請を翌月20日までに基金管理担当者に回送し、基金管理担当者は申請の回送を受けた月の翌月末日までに指定金融機関の口座に活動支援金を振り込むものとする。 4 活動支援金は1単位あたり833円としてこれを算定する。但し、オンライン受講の形式により取得した単位については、36単位を越えて活動支援金の支給対象に算入することはできないものとする。 5 本条に該当する場合を除き、本コンソーシアムは研修生に対して賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。 6 偽りその他不正の行為により活動支援金の支給を受けたことが判明した場合、当該受講生は速やかに支給を受けた活動支援金を返還し、コンソーシアムが支援金の支給ならびに返還に要した諸費用全てを弁済する義務を負うものとする。
（研修中における事故等の責任） 第19条 本コンソーシアムは、研修生の研修期間中の事故等に備えて十分な安全確保にあたることとし、実地研修受入先での研修に際してはインターン	（研修中における事故等の責任） 第19条 本コンソーシアムは、研修生の研修期間中の事故等に備えて十分な安全確保にあたることとし、実地研修に際しては原則として一ヶ月の期間を

シップ保険に加入するものとする。 2 研修中及び研修先と自宅との往復途上における事故に関しては、研修生は自らの責任において対応しなければならない。 3 研修生が、故意又は過失により本コンソーシアムに損害を与えたときは、研修生は、本コンソーシアムに対しその損害を賠償しなければならない。 4 研修生が第三者に与えた損害等に関しては、本コンソーシアムは一切の責任を負わない。 5 研修生が第三者に与えた損害等により、本コンソーシアムが第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、研修生は当該賠償により本コンソーシアムが被った損害の補填をしなければならない。	限度として必要な保険を付補するものとする。 2 研修中及び研修先と自宅との往復途上における事故に関しては、研修生は自らの責任において対応しなければならない。 3 研修生が、故意又は過失により本コンソーシアムに損害を与えたときは、研修生は、本コンソーシアムに対しその損害を賠償しなければならない。 4 研修生が第三者に与えた損害等に関しては、本コンソーシアムは一切の責任を負わない。 5 研修生が第三者に与えた損害等により、本コンソーシアムが第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、研修生は当該賠償により本コンソーシアムが被った損害の補填をしなければならない。
附 則 (施行期日) 本要綱は平成 22 年 5 月 11 日から施行する。 (改訂) ・本要綱は平成 22 年 7 月 12 日「研修プログラム実施要綱の改訂について」記載の通り改訂した。	附 則 (施行期日) 本要綱は平成 21 年 11 月 15 日から施行する。 (改訂) ・本要綱は平成 22 年 11 月 15 日「研修プログラム実施要綱の改訂について」記載の通り改訂した。

以上